



小規模企業者応援給付金（市単独事業） —新型コロナウイルス対策— 制度の拡充及び申請期限の延長

6月4日から運用中の標題の制度につきまして、次のとおり情報提供しますので、広報いただきますようお願いします。

1 制度の拡充

従来は、確定申告書上の事業収入が、給与収入よりも多い事業者であることを対象要件の1つとしていました。この度、業務委託契約に基づく収入を、税務上の給与所得又は雑所得として確定申告されている方（フリーランス）についても、新たに制度の対象とします。

※本内容は、国の持続化給付金の対象要件の拡充内容を参考としています。

2 申請期限の延長

当該制度の利用を促進するため、次のとおり申請期間を延長します。

新：令和2年9月11日（金）まで

旧：令和2年8月11日（火）まで

小規模企業者の皆様へ 制度の拡充等



呉市 小規模企業者 応援給付金



呉市 応援給付金

検索

6/4～9/11 (金)

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業者の事業継続を応援するため、呉市独自の給付金を支給します。
★確定申告書上の事業収入以外の収入がある業務委託契約者を新たに対象とするとともに、申請期限を延長しました。

対象者 次の①～③の全てを満たす方

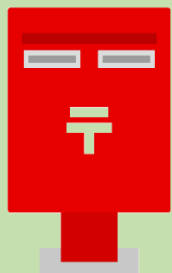
※ 定義は裏面

- ① 呉市内に本社、本店または主たる事業所を有する小規模企業者※（個人事業主…住民登録または納税地が市内）
- ② 令和2年5月31日までに開業
- ③ 令和2年2月から6月までのうち、任意の月の事業収入が前年同月比で**20%**以上減少（比較できない場合、特例の措置あり）

給付額 **10万円** ※1事業者1回限り

申請

『申請書、誓約書、確定申告書の写し・月間収入・本人確認書類・通帳の写しなど』を提出（9/11締切・消印有効）



■ 郵送先 ■ 〒737-0045

呉市本通4丁目9番7号 呉本通4丁目ビル2F
NTM(株)内 呉市 小規模企業者 応援給付金センター

感染症の拡大防止のため、**郵送**での提出にご協力ください。

お問い合わせ
《平日》
9:00-17:00

① **コールセンター 0120-803-828**

② **相談専用窓口 呉市役所 1階**

※感染症の拡大防止のため、できる限り ① をご利用ください。

小規模企業者の定義 (個人事業主を含みます)



産業 ※1

- 情報通信業★1
- 卸売業、小売業
- 不動産業、物品賃貸業★2
- 学術研究、専門・技術サービス業
- 宿泊業、飲食サービス業
- 生活関連サービス業、娯楽業★3
- 教育、学習支援業
- 医療、福祉
- 複合サービス事業
- サービス業(他に分類されないもの)

★…次の業種は20人以下

- ★1 電気通信業、インターネットサービス業など新聞・出版業など
- ★2 建物・土地売買業、不動産賃貸業など
- ★3 旅行業

従業員数 ※2

5人以下

上記以外(★1・2・3を含む)

20人以下

※1 日本標準産業分類

※2 中小企業基本法上の【常時使用する従業員数】

パートやアルバイトなどを含みます。

ただし、事業主や専従者(家族)、フルタイムの従業員(社員など)と比較して労働時間が3/4以下の方を除きます。

対象外

社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合(農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等)又は有限責任事業組合、宗教上の組織もしくは団体、政治団体、性風俗関連特殊営業等を行う事業者

◆「小規模企業者」とは、中小企業基本法 第2条 第5項に基づいています。

◆「常時使用する従業員数」とは、労働基準法 第20条に基づいています。